

第3期「みえ生物多様性推進プラン(中間案)」に対する意見募集結果

【第3期「みえ生物多様性推進プラン」(中間案)に対する意見募集の結果概要】

- 1 意見募集期間  
令和元年12月20日(金)から令和2年1月20日(月)
- 2 意見募集の結果  
(1)意見提出者数 12名 (2)意見数 32件

- 対応区分  
① 反映済 意見や提案内容がすでに反映されているもの。  
② 反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。  
③ 参考にする 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。  
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの。  
⑤ その他(①～④)に該当しないもの

| 番号 | 該当箇所                              | 意見の概要   | 対応区分 | ご意見に対する考え方  |
|----|-----------------------------------|---|------|---|
| 1  | 全般                                | 未来の子供達のためにも、是非実行して下さい。ただ、近年予算状況が厳しく計画通りに進めて行くことが難しい状況もあると言う話も聞いたことがありますので、実行出来るだけの予算と携わる職員の方の確保をしっかりと行い計画を達成していただければと思います。  | ③    | 本プランの目標達成のため、関係機関で連携し取り組んでまいります。  |
| 2  | 全般                                | 県内で行われている生物多様性保全に関する取組事例を掲載してもらえると、より分かりやすくなると思います。   | ②    | 取組事例について、コラムとして掲載することを考えています。   |
| 3  | P19<br>取組方針2<br>豊かな里地・里山・里海の保全と利用 | 里地里山保全活動の写真として「植樹」風景が掲げられているが、里山については3行目のとおり「人間の働きかけを受けなくなることで多様性を失っている」ので、里山を利用することがまず重要です。写真掲載にあたっては、「里山利用」風景を掲げたほうが良いと思います。  | ①    | 里山の利用を積極的に行っている事例として植樹活動の写真に掲載しています。  |
| 4  | P20<br>写真                         | 出前授業、野鳥講座、スキルアップ講座の写真は、ともに座学風景であり、キャプションでしか区別が付きません。もう少し、バラエティがあるように工夫したほうが良いと思います。   | ②    | 写真を一部変更しました。  |
| 5  | P30<br>「県天然記念物の指定と保全活動」           | 指定された際の現状と現在では当該地域の環境が大幅に変わってきており、現状の調査を実施や場合によっては見直し等が必要になってきている気がします。   | ①    | 県天然記念物の所有者や管理団体等とともに、現状に則して保護に取り組んでいます。   |
| 6  | P31<br>5行目                        | 「教化」という言葉が使われていますが、余り使われない単語なので、もう少し平易な言葉のほうが良いと思います。   | ②    | 平易な言葉に修正します。(教化→啓発)   |
| 7  | P31<br>ゾーニングによる地域保全               | 希少野生生物の保全は大変重要なことだと思います。ゾーニングにより、保護啓発していくことは、そこを訪れた人にもわかりやすく良い取り組みだと思います。一方、希少種の生息場所については、不法な採種を防ぐため公開にあたっては、一定の配慮をすることも必要だと思います。   | ③    | 希少種生息場所の公表については慎重に対応してまいります。  |
| 8  | P31<br>自然地の開発を対象とした指導             | 昨今は太陽光パネルの設置による山林、農地等の開発が社会問題化しています。東日本大震災以来、自然エネルギーが見直され、その利用は大切ですが、自然を広範囲にわたって切り開いて設置するのは生物多様性の観点からも大きな問題であると思います。耐用年数が終わってからの撤去処理や今後は大きな災害などで事業費をペイできないまま放置されることが予想できます。許可する際には撤去等を担保する施策や今以上に自然に配慮した行政の対応を望みます。 | ③    | 三重県自然環境保全条例では、1haを超える開発行為について届出を義務付けており、希少野生動物種の種の保護等のために必要があると認めるときは、助言又は勧告ができるとしています。今後も引き続き、大規模な太陽光発電施設の設置などの開発等に伴う届出を受理するに当たっては、自然環境への影響の軽減に努めてまいります。                               |
| 9  | P34<br>県産材の利用促進                   | 県内の公共建築物等における県産材の利用拡大の目標値を教えてください。  | ⑤    | 公共建築物等における県産材利用の目標値は定めていませんが、県では、三重県県産材利用推進本部を設置するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、公共建築物等の木造・木質化の促進に取り組んでいます。なお、「みえ公共建築物等木材利用方針」においては、県が整備する低層の公共建築物について、原則として木造・木質化を図るなどの、木材の利用にかかる目標を定めています。 |
| 10 | P34<br>森林管理の担い手育成による持続可能な森林経営の実現  | 持続可能な林業経営を通じた適正な森林の管理が地球温暖化の防止、生物多様性の保全には欠かせないものだと思います。森林の整備を進めるためにも担い手の育成、確保(定着)を図ることは大切だと思います。森林・林業アカデミーにおいて、生物多様性に関する講座(オープンなものも含めて)を開催することを付記してはいかがでしょうか。   | ②    | 生物多様性の保全に配慮した、森林の適切な管理などが行える人材の育成に努める旨の記述に変更します。  |

| 番号 | 該当箇所                      | 意見の概要   | 対応区分 | ご意見に対する考え方   |
|----|---------------------------|---|------|--|
| 11 | P34<br>沿岸漁場の生態系の回復        | 磯焼けの原因究明と効果的な対策の実施を行っていただきたい。<br>水産資源が枯渇しないよう持続可能性に配慮していない「収奪的な漁法を規制していただきたい。   | ①    | 県では、水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、藻場造成などのハード整備を推進するとともに、漁業者等が行う藻場の保全活動を支援するソフト対策も併せて実施しているところであり、引き続き、漁場環境の保全の取組を進めてまいります。<br>また、県では、まき網や船びき網、底びき網等漁獲能力の高い漁法については、漁業許可制とし、必要に応じて操業条件等を見直しながら、持続的な漁業が行われるよう規制しているところ。また、一部の魚種については国によって漁獲可能量による管理を行うとともに、本県の漁業者においては、県内各地で資源管理計画を作成し、持続的に水産資源を利用できるよう取り組んでいます。   |
| 12 | P34<br>沿岸漁場の生態系の回復        | 最近、海女などの話によると、崎島半島周辺では磯場の海中林の荒廃が進み、広範囲にわたる磯焼けが大きな課題となっています。伊勢志摩国立公園を代表する風物詩の海女漁業の存続が危惧されます。そのため、ここ20数年来アワビ、サザエなどの根付資源の生息環境の悪化が続き、その回復が喫緊の課題となっています。以前のような藻場環境を甦らせるような施策を期待しています。                                    | ①    | 県では、水産資源構成種の生息環境を保全・創造していくため、藻場造成などのハード整備を推進するとともに、漁業者等が行う藻場の保全活動を支援するソフト対策も併せて実施しているところであり、引き続き、漁場環境の保全の取組を進めてまいります。  |
| 13 | P35<br>森林整備の推進による公益的機能の確保 | 「構造の豊かな森林づくり」の具体的な進め方を教えてください。  | ⑤    | 人工林であって林地生産力が比較的高いと判断される森林(生産林)については、公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、緑の循環サイクルを確実なものとし、若齢林から老齢林までのさまざまな森林が配置される姿を目指します。<br>また、公益的機能の発揮を重視すべき森林(環境林)については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり、樹高が多様で若齢林から老齢林までのさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林を目指します。<br>人工林であって林地生産力が低くないと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。 |
| 14 | P36<br>エコツーリズムの推進         | 伊勢志摩国立公園でしかエコツーリズムは推進しないのでしょうか。   | ③    | 三重県内では、鳥羽市と名張市においてエコツーリズムの理念をベースにした様々な取組が行われています。特に、伊勢志摩国立公園には多くのエコツアー事業者が存在し、カヤックやトレッキング、街歩きなど多様なコンテンツも整備されていることから、その推進に力を入れているところです。<br>今後は、伊勢志摩国立公園で培われたノウハウや実施上の課題等を踏まえ、広く県内各地への普及を図ってまいります。   |
| 15 | P40<br>外来生物対策の普及啓発        | 外来生物対策の普及啓発について、PRしていただいておりますが、「オオキンケイギク」など毎年範囲を広げていると感じますので、なお一層のPRを期待します。   | ③    | 外来生物対策については、県ホームページで県民の皆さんへ広くお知らせするとともに、自然観察会等のイベントの際に啓発用パンフレットを配布する等により、きめ細かい普及啓発を行ってまいります。   |
| 16 | P41<br>集落住民の機運醸成とリーダーの育成  | 何のために行うのか、目的等の記述がありません。   | ①    | アンケート結果から、各集落における被害状況の傾向を把握し、集落にとって効果的な獣害対策の手法の確立、しいては集落ぐるみでの獣害対策の機運醸成に活かしていきたいと考えております。   |
| 17 | P41<br>新しい捕獲技術の開発と普及      | 伊勢志摩地域ではイノシシによるの農業への被害が顕著で、ただでさえ少ないうちの耕作放棄が目立ちます。特に甘藷の被害が大きく、高齢の農業者が苦勞して作っている作物に大きな被害が出ています。新しい捕獲方法の開発や農作物被害の軽減に向け、なお一層の取り組みを期待します。<br>また、シカ、イノシシなどの生息域拡大により、マダニ、ヤマビルなどの生息範囲が人里近くに近づいています。そのような観点からも獣害鳥獣対策を進めてください。 | ③    | イノシシの効率的な捕獲については、今のところ革新的な技術はありませんが、通信技術を活用し、捕獲者の労力を少しでも軽減できるよう、県においても実証試験を行っているところであり、今後も、引き続き実験成果を現場にフィードバックできるよう取り組んでまいります。<br>また、シカ、イノシシの生息範囲が人里に拡大しないよう餌の除去などの環境整備をはじめ、侵入防止柵の設置や、捕獲、追い払いなど複合的な対策により獣害対策を推進していきます。   |
| 18 | P45<br>2)事業者の取組           | 下刈り、間伐等への言及はありますが、今後、三重県においても主伐・再造林が進むでしょうから、主伐時には溪間部や尾根部の広葉樹林等を残存し、生物多様性を確保する事業者の取組が必要と思います。   | ③    | 主伐・再造林や主伐時の溪間部・尾根部の広葉樹等の残存も含め、森林の適正な管理であると考えていますその旨も含めて、事業者への適切な生物多様性保全の普及啓発を行いたいと考えています。  |

| 番号 | 該当箇所   | 意見の概要  | 対応区分 | ご意見に対する考え方  |
|----|--|--|------|---|
| 19 | P54<br>第4章<br>P30                            | <p>「～しましょう」と県民や事業者に対し呼び掛けることが多岐に渡ってとてもたくさん！これをどう伝えていくのでしょうか？そして実際に生活や仕事に落とし込んでもらうには？</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>団体数 - ○団体増加<br/>参加者数 - ○人増加<br/>と目標値を上げることと実際のGOALSに達成することの間に、「風が吹けば桶屋が儲かる」くらいにその間の地道な取り組みが抜けていると思います。</p> <p>県でも市でも実施されている環境フェアの質が問題で、人数や回数より参加の仕方の質が上がるべきです。今後環境に本気で取り組まざるを得ない企業の参加が増える可能性はあるでしょうし、参加時の期待に応えるような企画の質に上げていければ、達成したい目標のレベルにするチャンスでもあると思います。</p> <p>上記に同じく、ひな形の言葉をつかい数値を入れ替えていく総花的なプランで何が達成されるのか？</p> <p>例えば三重県生物多様性保全アドバイザーと環境アドバイザーは異なる立場でしょうか。いくつも立場をつくったり、NPOや参加数を増やしたりするより、今心ある活動をしているアドバイザー・団体・参加者を大切にして連携や質を上げる努力をしたほうがよいと思います。</p> | ③    | <p>生物多様性の保全を促進するためには、保全活動に対する意識を高め、具体的な行動に結び付けられる普及啓発や人材育成を行う必要があると考えています。本プランでは、第4章で森林、里地里山、都市部等の地域空間別における各主体の取組を明確にし、保全活動や自然観察会等のイベント等で普及啓発を図っていききたいと考えています。</p> <p>また、保全活動団体等が実施するイベント等へ専門的な知識を持った三重県生物多様性保全アドバイザー等の専門家を派遣し、協力を得ながら活動の質を高めていききたいと考えています。</p>   |
| 20 | P31<br>自然公園区域の保全                             | <p>「生物多様性の確保を行っていきます。」とあるが、室生赤目青山国定公園第3種特別地域内に設置されている風力発電施設周辺の自然の改変及び緑化について、環境省が策定する「自然公園における法面緑化指針」の「4.1 前提条件」には、「1) 開発工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること。」「2) 防災上、安定した生育基盤を造ること。」「3) 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ること。」「及び4) 地域固有の生態系に配慮し、植物を導入する場合は原則として地域性系統の植物のみを使用すること。」とあるにも関わらず、当該区域では前提条件に基づいた緑化が進められず外来種を含む地域性系統でない植物が散見される。更には、緑化が進まないことで、法面が崩壊するなど、「自然の改変」が現在進行中である。しかし、事業者であるAWFは崩壊を崩壊と認めず、県に報告をしていないため、ますます事態は悪化するばかりである。このプランで「生物多様性の確保を行っていきます。」と言うのであれば、実態調査及び事業者への厳格な指導を行う必要がある。</p>   | ③    | <p>室生赤目青山国定公園の特別地域において、風力発電施設周辺の自然の改変や緑化については、定期的に事業者から報告を受けているところです。また、新たに崩壊等があった場所では復旧計画の内容審査を行い、自然公園の適正な管理に努めているところです。</p> <p>今回指摘があったように、報告されていない部分で自然景観や生物多様性に大きな影響がある場合には、それが自然公園の保全に支障をきたすことから、事業者に詳しく状況をヒアリングするとともに、必要に応じて現地確認を行うなどの指導を行ってまいります。</p>  |
| 21 | P34<br>水田生態系の保全<br>P57<br>「第2節 田園地域・里地里山の保全」 | <p>P57に「生物多様性をより重視した農業生産及び田園地域・里地里山の整備・保全を推進することが必要です。」とあるが、三重県における環境保全型農業直接支払交付金事業の補助メニューは全国共通取組と地域特認取組を合わせて4メニューであり、隣の滋賀県の17メニューに比べても非常に少ない。環境保全型農業直接支払交付金事業とみえ生物多様性推進プランの推進は大きな関わりがあるように思うが、庁内でこれまで一体どのような議論がなされてきたのか。</p> <p>また、生物多様性P34には「水田生態系の保全」とあるが、具体的な取組が明記されていない。冬期湛水や水田ビオトープ等の地域特認取組の補助メニューを整備することは考えていないのか。</p>  | ①    | <p>環境保全型農業直接支払交付金事業の対象とする取組については、国から配分される交付金額も踏まえつつ、本県において地球温暖化防止や生物多様性保全の効果が高いと考えられる農業生産技術を検討するとともに、市町や関係団体等との調整や国との協議を行って選定しています。なお、現在のところ、本県における環境保全型農業直接支払交付金事業の特認メニューとして、冬期湛水や水田ビオトープを位置づけることは難しいと考えています。</p> <p>また、「水田生態系の保全」の具体的な取組については、農業農村整備事業を実施する際には工事着手前に有識者とともに現地の生物調査を行い、工事実施の際に生態系に配慮すべき内容の指導を仰いでいます。また、工事実施後も生物調査を実施して検証を行うことで、今後も引き続き生態系の配慮に努めていききたいと考えております。</p> |
| 22 | P39<br>取組の方向性                                | <p>野生鳥獣の捕獲を担う人材の育成にも取り組んでいただきたい。</p>   | ③    | <p>・若手狩猟者の育成を目的に本年度から「山の猟師塾」を開催し、若手に狩猟の魅力を感じてもらい、捕獲の担い手の裾野を広げております。</p> <p>・狩猟免許を受験し易いように、試験開催日を、土日設定するなどしています。また、技術講習会を年2回実施し、狩猟技術の向上を図っています</p>   |

| 番号 | 該当箇所                       | 意見の概要  | 対応区分 | ご意見に対する考え方  |
|----|----------------------------|--|------|---|
| 23 | P41<br>野生獣の利活用の促進          | 野生獣の利活用の取組と観光との連携を期待します。   | ③    | 野生獣をめぐっては、生息数の増加等により深刻な農作物被害が発生していますが、一方で、ジビエを食材として利用する動きが広がっています。マイナスの存在であった有害鳥獣を栄養価も高くヘルシーな食材であるジビエとしてプラスの存在に変えていくことで、その地で狩猟された新鮮なジビエを堪能していただける日常では味わえない体験となるような取組を観光と連携して検討していきたいと考えています。  |
| 24 | P43<br>工場、事業者排水の汚濁負荷の軽減    | 「事業所等への立入検査を実施します。」とあるが、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場・事業場であって排水基準が適用されない小規模事業所への、指導には根拠となる法令がないため、指導指針の策定が必要と考える（埼玉県小規模事業所排水指導指針参照）。なお、三重県環境基本計画の記述に合わせて、「工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います。」と改めてはどうか。   | ②    | 本県においては、「小規模事業場等排水処理対策指導要領」を策定（昭和56年7月1日施行）し、小規模特定事業場（水質汚濁防止法に規定する特定事業場のうち、日平均排水量が50㎡未満の事業場等）や未規制事業場（同法に基づく特定事業場以外の事業場等）等についても、同要領に基づき汚濁負荷量の削減に関し指導を行えることとしています。また、ご指摘のとおり三重県環境基本計画の記述に合わせて修正することとします。  |
| 25 | P49<br>森林環境教育・木育の効果的な推進    | 森林環境教育・木育の機会を増やしていただけたとのことで是非ともお願いしたいと思いますが、具体的にどのようなことを考えているのですか。   | ⑤    | 県民の皆さんが気軽に森林・林業に触れ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して森林環境教育・木育の場の設置や確保など「場づくり」を進めます。また、森林公園などを活用した体験活動の充実や幼稚園・保育所での森林環境教育・木育プログラムの充実、森林や自然体験を重視した野外体験保育の取組を拡大するほか、学校における森林環境教育・木育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関と学習のコーディネートを進めます。   |
| 26 | P49<br>環境保全活動・環境教育の取組      | 義務教育において、生物多様性について学習するのでしょうか。近年、各地で開発が進み子供達が自然の中で生き物と触れ合う機会が少なくなっていると思います。自然への関心を高めるには、もともと興味のある子供達だけをターゲットにするのではなく、学校において学習すべきではないでしょうか。  | ①    | 小中学校においては、学習指導要領に基づき、生活科や理科などの授業の中で、生物の多様性と共通性の視点での学習を行っています。また、身の回りの自然の学習をはじめ、地球規模での環境保全等の学習を行っています  |
| 27 | P50<br>企業・県民の森林づくり活動への参加促進 | 「森林づくりに取り組みたい企業等に対して必要な情報提供や支援等を行う」とあるが、社会貢献や環境貢献の一環として取り組まれている「企業の森」制度により整備された伊賀市比土地内にある森林において、外来種の「ヒマラヤザクラ」や園芸品種の「枝垂れ梅」が植樹されており、「ヒマラヤザクラ」については、みどり共生推進課のHPで掲載されている状況である。このような生物多様性の確保とは矛盾した、地域特性に配慮しない植樹を行っている現状を早急に改善すべきであると考えます。   | ①    | 県では、森林づくりへの様々な主体の参加を促すため、市町や団体等の多様な主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、企業などの活動を促進しており、「企業の森」制度による森林整備もその一環として取り組んでいます。企業の森では、植栽樹種や整備方法等は、県と企業等の関係者で打ち合わせを行うなどにより、地域特性に配慮した植栽や森林整備を実施しています。ご指摘いただいた地域在来種でない樹種が植えられている事例については、関係者間で協議したうえで、觀賞等の要素を取り入れて極めて少数（数本）の樹木を植樹したものです。 |
| 28 | P73<br>第5章 みえ生物多様性推進プランの推進 | 生物多様性推進プランを推進していくためには、各主体が連携・協働を図っていくことが不可欠であり、例えば、国有地や国が管理している地域での生物多様性を保全する場合、国や市町や近隣住民などが一緒に活動し、連携・協働を図る必要がある。また、県境を越えて陸生及び水生の生きものが生息する場合には、近隣府県及び他県市町と連携も、協働を図る必要がある。従って、「市町」だけではなく、「国」と「近隣府県」の役割も明確にし、連携を図っていく必要があると考える。なお、環境省が策定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」のP67には、「生物多様性に関わる様々な主体については、その役割を明確にしておくことも求められます。」とあることを申し添えるとともに、奈良県の「生物多様性なら戦略」では、各主体に「国」と「近隣府県」を位置付けているため参考にして頂きたい。<br><br>また、この中間案では、「第1節 各主体の役割」の中に「連携・協働」の取り組みが包含されているが、「役割」と「連携・協働」のそれぞれの項目を設けた上で各主体の取り組みを明確にすることによって、実効性のある推進体制になると考える。環境省が策定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」のP65には、「生物多様性に関する施策は幅広い分野に及ぶため、庁内における役割分担を決めるだけでなく、同時に連携体制も築いておくことが大きな役割を果たします。また、行政と住民、事業者、NGO等の多様な主体との協働や連携の体制を整えることも課題の一つです。」とあるため、各主体の「連携・協働」の取り組みを明確にすることで、実効性のあるプランの推進になると考える。なお、奈良県の「生物多様性なら戦略」では、推進体制の章では、「1.各主体に求められる役割」と「2.各主体との連携・協働」というように項目が分割され、取り組みが明記されているため参考にして頂きたい。 | ③    | 生物多様性の保全を推進するため、様々な主体との連携・協働が必要であることは認識しており、本プランにもその旨を記載しています。本プランは、本県の特性を踏まえ、様々な主体が、それぞれの役割分担のもとに協働して自発的に取り組めるように、地域戦略として策定するものであり、その範囲を県内に設定しています。なお、国及び近隣府県との連携の必要性については認識しており、必要に応じて情報共有を図っていきたく考えています。また、各主体の役割については、第5章にも記載しており、それぞれの取組を明確にし、生物多様性保全を推進していきたいと考えています。         |

| 番号 | 該当箇所  | 意見の概要  | 対応区分 | ご意見に対する考え方   |
|----|---|--|------|--|
| 29 | <p>P73<br/>3. 市町<br/>県と連携して地域住民への生物多様性に関する理解促進を図るとともに、自然環境保全団体等への支援を行います。</p> | <p>近隣自治体は地域戦略の中で「市町の役割」として生物多様性地域戦略の策定を記載しているが、この中間案にはそのような記載がない。三重県としても市町による地域戦略の策定の必要性について明記し、支援していく必要があると考える。なお、環境省が策定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」のP67には、「生物多様性に関わる様々な主体については、その役割を明確にしておくことも求められます。」とあることを申し添えるとともに、以下の近隣府県からの引用を参考にしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○滋賀県「生物多様性しが戦略」市町には、地域住民に近い基礎自治体として、地域の自然的・社会的条件に対応した生物多様性地域戦略の策定やこれに基づく施策の展開を図るとともに(後略)」</li> <li>○愛知県「あいち生物多様性戦略2020」生物多様性地域戦略や生態系ネットワークの観点を取り入れた緑の基本計画の策定など、各種計画への生物多様性保全の反映</li> <li>○奈良県「生物多様性なら戦略」地域の特性に応じた生物多様性地域戦略の策定</li> <li>○京都府「京都生物多様性地域戦略」市町村版生物多様性地域戦略の策定や(後略)」</li> </ul> | ③    | <p>生物多様性地域戦略の策定を市町の役割として本プランへ記載し取組を促す方法もありますが、本県では、市町に対して本プランを通じて生物多様性保全の重要性を普及啓発し、自主的に取り組んで頂きたいと考えています。</p>                                       |
| 30 | <p>P76<br/>第2節 推進体制</p>   | <p>環境省が策定した「生物多様性地域戦略策定の手引き」のP65には、「生物多様性地域連携促進法では、地方公共団体は多様な主体間の連携及び協力のあっせん、専門家の紹介、その他必要な情報提供等を行う拠点(地域連携保全活動支援センター)を設置するよう努めるとされており、こうした機能を担う体制についても地域戦略に位置づけておくことが重要です」とあるが、この中間案には拠点について明記されていないが、関係機関と「拠点を整備する議論」は行われているのか。また、拠点の整備についての目標や計画があるのなら、明記する必要があると考える。</p>   | ③    | <p>地域連携保全活動支援センター設置の重要性については認識していますが、本県では、県民の皆さんやNPO等民間団体などの多様な主体と協創して生物多様性の保全に取り組み、ネットワークを築くことで、みんなで生物多様性の保全と持続可能な利用が進められる社会を目指していきたいと考えています。</p> |

| 番号 | 該当箇所              | 意見の概要   | 対応区分 | ご意見に対する考え方  |
|----|-------------------|---|------|---|
| 31 | 全般(前提認識について)      | <p>本中間案策定の前提にある認識、および本案各所には、「持続可能な開発目標 SDGs」や、その国連決議に至る前提認識ともなった「地球温暖化」というキーワードが多用されている。しかし、この「SDGs」をはじめとする「地球温暖化」というキーワードは、いずれも国連総会決議に端を発しているものであるが、そもそも国連決議において、加盟国への法的拘束力が生じるのは「国連安全保障理事会決議」(通称、安保理決議)のみであり、「SDGs」をはじめとする気候変動対策などが採択された国連総会決議は、法的拘束力を有しておらず、勧告的な効力を有するに過ぎない。そのため、我が国においては、これら2015年に国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」に関しても、首相官邸を本部とし、全国務大臣を構成員とする「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置してはいるものの、現在においてもあくまで外務省が所掌し、主導しているに過ぎない。すなわち、気候変動対策という環境政策であるにもかかわらず、環境省主導ではなく外務省主導であることから鑑みても、この政策は、我が国にとっては内務政策というよりも、あくまで外交政策の一つであるに過ぎないことを示していると言える。</p> <p>その視点で見ると、外交政策はあくまで国(外務省)の所掌であるから、地方自治体がこれを県の生物多様性推進プランの前提や動機として掲げるのは、いささかその根拠としては飛躍し過ぎたものであると言わざるを得ない。</p> <p>むしろ、地方自治体におけるこのような環境政策は、憲法をはじめ、各国間との各種条約、国内における法律、各種委員会附帯決議、政令、省令、規則、告示、通達、そして本県の各種条例などに先ず忠実に則ったものであるべきで、これらを遵守することなく、国連の勧告レベルの採択を優先し、依拠するべきではない。</p> <p>またそもそも、「地球温暖化」論にいたっては、これまで全世界に向けてその大きな根拠とされていたNASA(アメリカ航空宇宙局)のコナード宇宙科学研究所(GISS)と、アメリカ国立気候データセンター(NCDC)によって、地球の気温データが、実際には「寒冷化」傾向にあったものを、「温暖化」しているようにねつ造されていたことが明らかになっている。</p> <p>つまり、このことから言えるのは、国連決議というものは、その時点における加盟国、特に主要7か国もしくは8か国におけるパワーバランスやその主要国の背後にいるグローバルリストの影響力の存在が前提となってきたことを先ず認識したうえで、我が国の政策や、ひいては地方自治体の政策や施策を論じるべきである。</p>   | ①    | <p>本プランでは、「SDGs」や「地球温暖化」といった言葉を用いて、生物多様性を取り巻く国際的な背景や国内での状況を説明しています。また、本プランは、生物多様性基本法に基づき策定するものである旨も記載しています。本プランは、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け、県が県民の皆さんやNPO等民間活動団体などの多様な主体と協創して取り組む方向性を示したものです。</p>   |
| 32 | 全般(関連施策との整合性について) | <p>他のあらゆる施策に言えることですが、例えば、第2章第3節「2 自然に対する働きかけの縮小による影響」の項目には、「薪炭林や農用林などの二次林…(中略)…放棄された里山や田畑が増加しています。」や「里山里山は人の手が入ることにより…(中略)…ギフチョウなどの明るい林床を好む生物の生息環境となっていました。管理されなくなると…(中略)…生物多様性が低下することが懸念されています。」と述べられています。</p> <p>これらを改善する国の農業部門の施策の一つとして、平成21年度から2箇年にわたるモニター期間を経て、平成23年度から正式にスタートした、「環境保全型農業直接支払制度」があります。この制度は、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度としても位置付けられ、改めて環境にやさしい農業を支援する制度として全国的に取り組まれています。その大きな目的として掲げられているのが、「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」です。</p> <p>この、支援対象となる具体的な取組内容には、全国共通取組として「カバークロープ(緑肥)の作付」、「堆肥の施用」、「有機農業」の3つがあり、またこれとは別に、都道府県単位で国の承認を受けて取り組む、地域特任取組があります。中でも、全国共通取組としての「有機農業」や、特に、地域特任取組の一つである、水田における「冬期湛水管理」が最も生物多様性保全や推進に効果があるとされ、全国のほとんどの自治体で取り組んでいる状況です。</p> <p>しかし、三重県においては、制度開始から現在に至るまで、この「冬期湛水管理」が取組対象とされたことは一度も無く、現在、支援対象としている地域特任取組は、「総合的病虫害・雑草管理(IPM)技術の実践」という1項目目だけとなっています。さらにこの取組は、農業の多面的機能向上というよりも、あくまで、畑作物生産に直接結びつくだけの生産技術を推進するもので、何らが制度の目的として掲げる「生物多様性保全」や「地球温暖化防止」に寄与するものではありません。</p> <p>本中間案には、34②農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生(取組方針2-2)○水田生態系の保全(農業基盤整備課、農山漁村づくり課)や、35③○農業及び農業の多面的機能の発揮(農山漁村づくり課)、また43③○環境汚染による自然環境への影響の抑制(取組方針3-3)○低農薬農業の推進(農産園芸課)や、44④○生物指標による農業低減評価(農産園芸課)では、環境保全型農業直接支払制度について言及しているにもかかわらず、実際には先述したように、生物多様性推進に関する技術については全く推進していない状況です。</p> <p>このことから、単にプランとしての美辞麗句を並べ立てるのではなく、実際の具体的な取組にきちんと反映する必要があるため、先ずはあらゆる施策において、本中間案との整合性を図るべきです。</p> <p>このことからわかるように、遠くの華々しい外交パフォーマンスを追随し、首長の政治的栄達を図るのではなく、地方自治の底上げを図る観点からも、先ず取り組むべきは、法令規則に定められた規定を遵守するとともに、これを最優先とした生物多様性推進プランを策定することが肝要です。</p> | ③    | <p>本プランは、生物多様性基本法に基づき、総合的、長期的な視点のもとに生物多様性の保全に関する取組を推進するため、本県の地域特性を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて目標を共有し、県民、事業者、NPO等民間活動団体、行政などの各主体が、それぞれの役割分担のもとに協働して、自発的に取り組めるよう総合的な指針となる地域戦略として策定したものであり、本県における生物多様性に関する基本的な方向を示すとともに、さまざまな主体がそれぞれの役割に応じて、県土全体の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めていくための計画です。</p> <p>本プランでは、県担当部局における生物多様性保全に関する施策を掲載しており、各担当部局で情報を共有しながら生物多様性保全の取組を推進していきたいと考えています。</p> |